2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおり
(二)　立木の伐採の方法　定めない。

○農林水産省告示第百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年一月二十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　宮城県亘理郡亘理町長瀞字泉五の一、五の三、八、一一、一二、一三の二から一三の九まで、一三の一一から一三の一六まで、一五の一、一八、一九、二〇の一、二一から二五まで、二八、二九、三二、三三から三六まで、三八の二、三九、四二から四四まで、四六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字泉五の一・八・一三の九・一九・二〇の一・二一から二五まで・二九・四四・四六（以上十三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおり

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び亘理町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年一月二十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県四国中央市新宮町馬立乙五七二の六、五〇三七の二

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年一月二十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県上浮穴郡久万高原町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年一月二十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県四国中央市新宮町馬立乙五七二の六、五〇三七の二

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年一月二十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市田籾町広久手六一四の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　鉱業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年一月二十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県岡崎市樫山町字半木沢六の二、七の二、八の二、八一〇の二、字二又六の三、七の二、八の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年一月二十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県飛騨市宮川町塩屋字高瀬七三五の一八、七四六の一六、七四六の一七、七四六の一九、七四六の二〇（以上五筆国有林。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年一月二十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県岐阜市大字長良古津字一ノ洞山九一七の三三、九一七の三四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

(一)　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県岐阜市大字長良古津字小島八五六の二・八六四の三・八六五の三・八七八の三（以上四筆国有林）、八五六の一、八六四の一、八六五の一、八七〇、八七一、八七七、八七八の一、九〇六の一、九〇六の三、字小島山九一九の二二から九一九の二六まで（以上五筆国有林）、九一九の四七（国有林。次の図に示す部分に限る。）、九一九の一・九一九の二・九一九の四から九一九の六まで・九一九の三〇・九一九の三八（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、九一九の一一、九一九の一六、九一九の二七、九一九の四五、九一九の四六、九一九の四九から九一九の五七まで、九一九の六〇

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁及び岐阜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年一月二十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県いわき市田人町旅人字唐沢一四八の七

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため